

教育委員会 平成28年3月定例会の概要

- 日時 平成28年3月2日（水）
9時30分開会 11時00分閉会
- 場所 鎌倉市役所 402会議室
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 保護者の地位確認等上告事件について

イ 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

ウ 初任者研修及び1年経験者研修の報告について

エ (仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について

オ 日本遺産の認定申請における取組状況について

カ 行事予定(平成28年3月2日～平成28年4月30日)

日程2 議案第33号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

日程3 議案第34号 鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第35号 学校医(耳鼻科)、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

日程5 議案第36号 平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点について

日程6 議案第37号 国指定史跡永福寺跡条例施行規則の制定について

日程7 議案第38号 鎌倉国宝館基本的運営方針の策定について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を齋藤委員に願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

後ほど、課長等報告で「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」及び「日本遺産の認定申請における取組状況について」があるが、この件について、事務局から、市長部局の歴史まちづくり推進担当職員を出席させたい旨の申し出があった

ので、これを了承し、出席させているので、ご承知おきいただきたい。

では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

下平委員長

三寒四温の候で寒暖差が非常に激しいこの頃、全国を出張で歩き、インフルエンザが地域で流行っているようなので、また後ほどご報告いただきたい。

2月5日に全国市町村教育委員会連合会の理事会に出席した。こういう会で全国の教育委員会の現状等を伺うと、地域によってそれぞれ特色があり、それぞれに努力があると勉強になる。自画自賛になるが、鎌倉市教育委員会については皆様方の日頃のご協力のおかげでしっかりと動いている気がする。これからも様々な地域の方々と意見交換をして、より鎌倉らしい活動に努めたい。

その他教育委員の活動について、齋藤委員、ご報告をお願いします。

齋藤委員

2月20日土曜日、PTA連絡協議会の市P大会に出席した。

スローガンは「笑顔の勧め 共に生きる」ということで、前半にPTAの事例発表があった。腰越中学校は県教育委員会優良PTAとして表彰され、山崎小学校は県PTA協議会優良PTAということで、この2校が事例発表された。PTAの重み、またつながりがどんなに大切なものかということに改めて感じ、私も現役の頃に地域の人やPTAの方々にいかに支えられてきたか、またそのつながりが子どもの教育にどれだけ大切であったかということ思い出して、感謝する時間をいただいた。ビデオレターのようなビデオがあり、校長先生や学校独自の活動が非常に盛り込まれていて、興味津々、楽しく拝見することができた。その中で、PTAが組織されていないところもあると、また違った雰囲気になるのではないかと感じながら過ごした。

講演は「豊かな遊育環境を目指して」ということで、NPO法人 あそび環境 アフタフ・バーバン理事長の北島尚志さんのお話だった。子どもの時間を共に生きる「響関者」として、遊びの中で育つ力、遊ぶときに子どもにいっぱい遊ばせて、その中でルールを自分たちで考えさせたり、困ったときや何かからこそ育ちがあるのだという良いお話をいただいた。ともに遊び合い、関わり合う中で一人ひとりが自分の考えを表現し、環境をより豊かなものにしていき、良い社会をつくっていくのではないかと。子どもはいっぱいのびのびと育てましょう、ということだったと思う。

私も、自分の子どもにそういうことをしてきたか、先に上から押し付けるように教えてきてしまったかなということをお考えさせられる、良い講演だった。

下平委員長

鎌倉市の教育大綱を皆様も見てくださっていると思うが、これから「広報かまくら」

等で市民の方にも広がっていくと思う。

大事なものは、子どもも繰り返し認識していることだが、教育大綱をつくることが目的ではなく、これを実際に市の中で実践していくことが大事であり、それに当たってはまた教育委員会の皆様方に色々ご協力をいただくことになると思うので、よろしくお願いしたい。

大きな柱として「共に育つ」と謳っているが、実は心理学の関係で、最新の集団心理療法として、日本でも徐々に注目され始めている「オープンダイアログ」というフィンランドで生まれた心理療法がある。ダイアログ、いわゆる対話である。この社会は対話しているようでいて、モノログになっている。例えば家庭の中でも、子どもが「おはよう」と言ったときに、お母さんが「おはよう」と受ければ対話になるが、「おはよう」と言ったのに「早く食べちゃいなさい、遅れるわよ」という、要するに独り言、結局「おはよう」と投げた球を受け止めてくれる人がいない、対話になっていないというところが大きな問題で、これにより社会的動物である人間が社会性を失って行って、だんだん孤立していく。それに輪をかけて、ゲームや携帯電話等の普及もあるので、一人ひとりが非常に寂しくなっている。受け止められていることや、つながっているという実感を持ちにくい社会になっているところが大きな問題だということが、世界的にも注目されてきている。

私たちも、しっかりと支え合って対話をする。独り言を言っている、お互いが受け止めていないとかかわろうとしない、聞こうとしないという関係ではなく、対話が重要なのだということを感じているので、そういうことも大事にしながら教育大綱を、市の一人ひとりの皆さん、そして子どもたちのために生かしていけるように努めたいと気持ちを改めている。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

学校関係のことをご報告させていただきたいと思う。

2月は中学3年生にとって、自分の進路を決める大切な時期だった。私立、それから公立高校の入試が終わり、ほぼ決まっている子どもたちが多いと思うが、まだ決まっていない子どもたちもいるので、この後、公立高校の再募集等を含めながら家庭と連携して、決まってない子どもたちには丁寧に対応していきたいと思っている。

来週は中学校が3月14日に卒業式、小学校が3月18日に卒業式であるので、教育委員の皆様にも卒業式に参加いただいて、子どもたちに将来に向かってということでお話をさせていただければと思う。

改築中の大船中学校は、体育館だけ業者をお願いして早めに工事をしていただいたおかげで、新しい体育館で卒業式を迎えることができる。荷物を運び込みながら、卒業式に向けた準備を新体育館でしている。

校舎は平成28年の8月には完成して、夏休み中に引っ越す予定なので、その際にはここにいる皆様方にも見学していただきながら、ご意見をまたいただければと思う。

下平委員長

卒業式が新体育館でできるとのこと、良かったと思う。先ほどのインフルエンザの状況も伺いたい。

学務課担当課長

インフルエンザでの学級閉鎖の状況について簡単に説明する。

前回の教育委員会で、インフルエンザは隔年で流行しているとお話したが、今年はその隔年、ということで流行している。2年前、平成25年度は学級閉鎖数が延べ134学級、閉鎖日数が406日という状況だったのに対し、今年度は3月1日現在で、学級閉鎖数が129学級、延べ日数が264日という状況である。1か月前、2月4日の時点では、学級閉鎖数が51学級で、延べの閉鎖日数が93日だったので、その時点と比べて倍以上に増えている。

今年の特徴としては、早い時期に学級閉鎖をして、閉鎖の日には短めの体制で、学校が防止に含めた学級閉鎖をしているということが窺える。我々の対策としては、校長会等でお話させていただくとともに、保護者に対してはホームページ等で学級閉鎖の状況等を報告しながら、注意喚起を促している。3月末までの間に、またかなり大きく発生してくるのではないかとということで、引き続き注意するという対応していきたい。

下平委員長

これから卒業式や入学式という大切な時期にもなるし、教職員の皆様も含め、もちろん生徒たちも気を付けてほしいと思う。

(3) 部長報告

教育部長

市議会2月定例会が開会されているので、簡単に概要について報告させていただく。

会期は2月10日から3月17日の37日間である。

それでは教育部関係について報告する。

一般質問は質問者8人のうち、無所属の4人の議員が質問された。竹田ゆかり議員は安全な学習環境や教職員の心身の健康維持等について、千一議員は学習センターのバリアフリーについて、中澤克之議員は学校プールの管理等について、上畠寛弘議員は主権者教育についてそれぞれご質問された。

その後、平成28年度予算の提案説明を受けて、代表質問が行われた。6会派のうち5会派が教育部関係の質問をされた。鎌倉夢プロジェクトの会 小野田康成議員は、職員の不祥事や生活困窮者への学習支援の連携について等の質問をされた。次に公明党の大石和久議員からは、チーム学校についての見解や中学校給食についての質問があった。みんなの鎌倉 久坂くにえ議員は小中一貫教育や特別支援教育について。神奈川ネットワーク運動・鎌倉の三宅真理議員は学校警察連携制度やスクールソーシャルワーカーについて。共産党の赤松正博議員は学校トイレの改修や学校プールの整備方針について。

また、それを受け、代表質問に係る関連質問が行われ、無所属の議員4人から質問が

あった。教育部関係は、中澤議員が幕末・明治の情報の活用について。上臈議員からは全体で200件を超える質問があり、ひきこもり児童・生徒への学習支援、外国籍児童の状況、給食の未納状況、図書館のアーカイブ機能や自由に関する宣言等、教育部関係は20項目について質問があった。

その後、2月23日に教育こどもみらい常任委員会があり、4件の報告を行った。

1件目は「保護者の地位確認等上告事件」、これは保護者であることの確認を求める訴えが提起され、地裁高裁の判決を不服として上告した事案で、棄却ということで鎌倉市の勝訴が確定したものである。この後、教育部次長兼教育総務課担当課長から報告をさせていただく。

2件目は「鎌倉市教育大綱の策定」、総合教育会議で策定された教育大綱について報告をした。

3件目は「大船中学校改築工事に係る契約変更」ということで、大船中学校に隣接する保育園の建替えの際、ブロック塀が撤去されるために、その境界に市でフェンスを設置する追加工事を行うというものである。総務部の契約議案となっている案件である。

4件目が「今泉小学校通級指導教室」、こちらは4月の開級に向けた状況について報告をした。

これらについては、4件とも了承されている。

この後、3月3日から10日まで予算特別委員会が設置される予定で、3月4日に教育部の審議が行われる予定になっている。

文化財部長

私からは文化財部及び歴史まちづくり推進担当に関連することについて報告する。

一般質問においては松中健治議員、中澤克之議員、渡邊昌一郎議員、上臈寛弘議員、この4名から質問があった。まず松中健治議員からは（仮称）鎌倉歴史文化交流センター及び日本遺産について質問があった。中澤克之議員からは幕末・明治の鎌倉等についてと鎌倉の観光施策について、特に、間もなく竣工予定の段葛の中央横断部分のバリアフリー対策について質問があった。渡邊昌一郎議員からは歴史的風致維持向上計画について、そして上臈議員からは大町釈迦堂口遺跡の切通し部分、現在通行止めになっているが、その早期解除に向けた取組について、それぞれ質問があった。

続いて平成28年度予算に関する代表質問だが、鎌倉夢プロジェクト、公明党、みんなの鎌倉、鎌倉みらいの4会派から、そして関連質問ということで上臈議員からご質問があった。

鎌倉夢プロジェクトの会からは、郷土芸能に関して、鎌倉市郷土芸能保存協会に未加入の団体の勧誘等はしているのかという観点での質問だった。

公明党からは日本遺産や（仮称）鎌倉歴史文化交流センター、さらには永福寺跡の整備状況についてご質問があった。

みんなの鎌倉からは文化財行政全般ということでいくつかあったが、その中で国指定史跡の和賀江嶋における近隣市町及び市民との連携はどうなっているのかという質問があった。

鎌倉みらいからは行財政運営に関わり、歴史的風致維持向上計画の予算措置の状況、

その方針等について質問があった。

関連質問では、文化財として、特に国宝館の特別展についてや来館者の満足度を上げるための創意工夫等について何点か質問があった。さらに政所跡の調査状況等について質問されたところである。

続いて常任委員会であるが、文化財部と歴史まちづくり推進担当は非常に盛りだくさんで、教育こどもみらい、建設、それから総務、3委員会に対して報告を行った。

2月23日開催、教育こどもみらい常任委員会だが、陳情が1件、議案が2件、報告事項が3件ということで、陳情は円覚寺境内北尾根を国指定史跡円覚寺境内に追加指定するために調査研究を求める陳情があった。これは例のトンネルの部分であるが、円覚寺境内は国の史跡になっていて、そこに追加して指定すべきでないかというものである。文化財部としては、地形が既に破壊されているので、追加指定はできないとご説明申し上げたが、審議の結果、賛成多数で採択すべきという結論になり、本日の本会議で報告されるということになった。

それから、議案としては、前回委員会でご審議いただいた永福寺跡条例に関して、平成28年度予算の文化財部所管部分である。これについてはご意見等なかった。

報告事項は、文化財部では平成27年度鎌倉市指定文化財の指定について。歴史まちづくり推進担当では、この後報告するが、それぞれ（仮称）鎌倉歴史文化交流センターの整備の進捗状況、日本遺産の認定申請の状況ということでご報告したところである。

続いて2月25日に開催された建設常任委員会において、歴史まちづくり推進担当として歴史的風致維持向上計画についてご報告申し上げ、質疑等なく了承となった。

そして2月29日に開催された総務常任委員会において、歴史まちづくり推進担当の議案として、（仮称）鎌倉歴史文化交流センターの建物管理に関する請負工事の契約の締結に関してご審議いただき、特段意見なく、本日の本会議で審議される。

平成28年度予算の歴史まちづくり部分についても特段の意見はなく、予算特別委員会に送付されるということになっている。

下平委員長

議会や委員会から様々な質問があったわけだが、特に今おっしゃっていた円覚寺境内のトンネルの件以外は答えに窮したとか、紛糾している、そういうことは特になかったか。

文化財部長

円覚寺境内の陳情に関しても、地形が残っていないので文化財としての指定は困難であるという我々の説明に対して、ご理解をいただけなかったということかなど。質疑に窮したということではなく、そういった部分があったかと思う。

下平委員長

今後も色々話し合いがあると思うが、引き続きよろしくお願ひしたい。

(4) 課長等報告

ア 保護者の地位確認等上告事件について

下平委員長

次に課長等報告に入る。

報告事項のア「保護者の地位確認等上告事件について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「保護者の地位確認等上告事件について」、議案集1ページから3ページをご覧ください。

本件は平成26年11月の当委員会定例会においてご報告をさせていただいた、保護者の地位確認等請求事件の上告の事案である。

事件の概要は、鎌倉市立小学校に在学する児童の就学通知が、親権者である児童の父ではなく、児童と一緒に生活している監護者である児童の母に送付されたこと、学齢簿の保護者欄に児童の母の名が記載されたこと等から、学校教育法に定める保護者であることの確認等を求め、児童の父が平成24年12月に横浜地方裁判所に訴訟提起したものである。これに対し横浜地方裁判所は、確認する利益がないとして、平成26年4月に訴えを却下及び棄却する判決を出している。

議案集3ページをご覧ください。その後、平成26年5月に原告は東京高等裁判所に控訴し、同年9月に控訴棄却の判決が出された。

続いて議案集2ページ、控訴人はさらに平成26年10月に上告提起と上告受理申立てを行い、平成27年7月に最高裁判所第三小法廷から事件記録が到着した旨の通知があった。その後、特に書類の提出等を求められることもないうちに、平成28年2月2日付で最高裁判所第三小法廷において、資料(5)に記載のとおり、一つ目、本件上告を棄却する。二つ目、本件を上告審として受理しない。三つ目、上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。と、裁判官全員一致の意見で決定をされたものである。

これにより当該事件は鎌倉市の勝訴で確定した。

質問・意見

下平委員長

その後、上告した方から何かあったか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

この決定の後、特に動きはない。

(報告事項アは了承された)

イ 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

下平委員長

次に報告事項のイ「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」報告をお願いします。

教育指導課長

議案集5ページから8ページ、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」説明する。

「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」は、毎年度初めに全教職員に配布して、内容の確認・周知を行っている。基本的な内容は今年度と変わっていないが、障害者差別解消法の平成28年4月からの施行に伴い、内容をつけ加えている。

議案集5ページでは、現在、国と県が体制づくりを進めている、障害のあるなしに関わらず子どもたちが共に学び共に育つ教育として「インクルーシブ教育」の推進に向けた環境づくりについて記載した。

議案集6ページでは、チームによる支援の充実、教育的ニーズの把握、学校での支援内容について触れ、議案集7ページでは具体的な支援の内容例を示している。5の学級介助員及び学級支援員等の派遣については人数等が丸印になっているが、平成28年度の予算が確定したところで記入をする。6では研修の充実、議案集8ページでは支援シートの取組についての内容を記載している。また、特別支援学級全校設置への取組については、平成28年度、今泉小学校に情緒通級指導教室を開設し、通常級における社会性や集団生活に課題のある児童へのよりきめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えている。

質問・意見

下平委員長

全国的には特別支援教育学級を希望する人数が増えているように思う。先日、ある集まりの中で出た話だが、例えば支援学級に入ることによって、費用が安くなったり、保護者も色々な支援が得られる。それがゆえに、そういうところに子どもを入れようとする親もいるような話も聞いた。

特別支援学級に入れるというのは、どういう流れで決まるのか伺いたい。

教育指導課長

基本的には保護者からの相談を受けて、担当者、指導主事が面談を行う。本人にも面談を行ったり、日頃の様子を拝見したりする。未就学児の場合は幼稚園等へ訪問に行つて、日頃の様子を見ることもする。その後、就学支援委員会というものがあって、こちらでその子の様子を報告して、委員と適否を判断することになっている。

下平委員長

課題を抱えたお子さんに合った指導をして、その人たちがより社会的に将来活躍できるように支援していくのはとても大事なことだと思うが、逆に危ぶまれているようなこ

とがあるとしたら、本来だったら普通級でみんなと一緒に過ごすことによって、社会性が開花されて磨かれていく子どもたちに、特別というような自覚を持たざるを得ないということになるとしたら、これは問題もあると思う。

引き続き、今おっしゃったような体制で対応していただけると良いと思う。

齋藤委員

私も委員長がおっしゃられたように、特別支援教育に関することは、支援の仕方、また保護者への指導の仕方、支援の仕方は非常に難しいものがあると言いながら、とても大事なものであると感じている。

子どもは一人ひとり個性が強いので、子どもに合わせた形で育てていくということが一番重要ではないかと思う。そういう点では、今も丁寧な説明があつたが、鎌倉市は様々な段階を経て、また相談しながらやってくださっているので安心していただける。これからも引き続きお願いしたいと思う。

下平委員長

社会というのはそもそも長あり短あり、強み弱みがある色々な人たちが支え合い、助け合うのが社会生活なので、違うといえば皆それぞれに違うわけである。その線引きを低くしてしまうと、結局、一人ひとり個別の家庭教師を付ければ良いのではないかという極論になりかねない。できれば小さい頃からたくさんの人がいる中で助け合って、一部の足りないところは支え合って理解を育む、学ぶことが、将来社会に出てから活躍できる場を広げることになると思う。それが今後の課題にもなってくると思う。

山田委員

先ほど教育長からも中学3年生は高校進学を迎えているという話があつたが、支援学級の中学生のお子さんはこの先、進学、就労、あるいは他の選択肢があるのかわからないが、どのように将来を切り開いているのか教えていただければと思う。

教育指導課長

特別支援級にいるお子さんは、そのまま特別支援学校の高等部へ進学するケースが非常に多い。

(報告事項イは了承された)

ウ 初任者研修及び1年経験者研修の報告について

下平委員長

次に報告事項のウ「初任者研修及び1年経験者研修の報告について」報告をお願いします。

教育センター所長

報告事項ウ、議案集9ページ「初任者研修及び1年経験者研修の報告について」報告させていただきます。

平成27年度の初任者研修対象者は26名いた。初任者研修は神奈川県立総合教育センターが主催する研修と、各学校における校内研修、鎌倉市教育センターが行う研修がある。

夏には、三浦ふれあいの村での一泊の宿泊研修を実施した。野外炊事やキャンドルファイヤーの子どもたちへの指導方法の研修も実施し、初任者同士の絆が深まる研修になった。

年度末の2月9日火曜日には、最後の初任者研修を実施した。教育長、教育部次長より一年間の振り返りと教師としての必要な能力、資質についてのお話をいただき、その後、「よりよい学級づくりを進めるために～子どもたちにとって安心・安全な学校づくりをめざして～」をテーマに、授業づくりや児童・生徒理解についてグループに分かれて協議を行った。1年間の初任者一人ひとりの教育活動の振り返りを、初任の仲間とともに共有した。

続いて、1年経験者研修について報告する。

平成27年度の対象者は21名だった。研修の内容は、指導主事による研究授業、授業力向上のための選択研修、各学校においての課題解決研修を実施した。

2月5日金曜日には、平成27年度鎌倉市1年経験者研修研究協議会を実施し、一人ひとりの課題解決に向けた取組に関するグループ協議を実施し、1年間の振り返りを1年経験者研修の仲間と共有した。

初任者、1年経験者ともに、グループごとに、1年間の教育活動の実践を個別に報告する中で、自分自身の課題や成果を整理し、他の研修者と報告を共有することにより自分の課題解決に向けた新たな発見があったようだ。両研修とも「子どもたちのために」をベースとした共通の思いを共有することにより、研修者同士の新たな絆が深まる研修会となった。

今後も、目の前の子どもたちとこれから出会う子どもたちのために、教員としての指導力、授業力、資質の向上のための自己研修、研修会への参加の重要性について確認し、1年間の研修を終了した。

質問・意見

下平委員長

有意義な研修会を色々考えて行ってくださっていて、実際に担当してくださった方も多いと思うし、教育長もいらしたと思う。

初任者26名の方々、1年経験者21名の方々の様子とか、時代の変化に伴う課題、本人たちが抱えている課題の特徴のようなものがあったら伺いたい。

教育センター所長

初任者、1年経験者とも研修内容については充実している。学校での研修と校外での研修で、内容的には実践力の向上、インクルーシブ教育、コンプライアンスの教育。あ

とセンターとして考えているのは、子どもとのコミュニケーション。資質として一番大事な点としては、授業力と指導力もそうだが、人と人との関わりというところが非常に重要な部分だと考える。教育というのは、子どもとのコミュニケーションもあるし、保護者とのコミュニケーションもあるし、先生同士、地域の人、コミュニケーションの対象が非常に多いので、その辺の話をした。

そうした中で、1年経験者研修も初任者研修も、各学校での研修の中で、OJTではないけれど、そういったものも重要なので、教育指導課の指導主事、うちの指導主事が各学校に行って授業を見て、研究授業もやって、授業だけではなく、先生方の悩みとか、そういうものも聞く中で協力していく。また、校内指導員、教育指導員の先生方と情報共有して、先生へのアプローチをする中で、日頃の授業とか活動する中での困り感を色々な方々と共有する体制づくりをしていく。

即戦力が重要になるが、なかなかそこは難しいので、初任者研修と1年経験者研修を積み重ね、少しずつ周りがフォローする中で、教員の資質、能力を向上させていくという体制づくりが必要と考えている。

下平委員長

せっかく指導主事の皆さんもいらっしゃるので、担当していて感じたことがあれば、一番身近に感じて、最近の傾向とか手応えとか、心配とかがあればご報告をお願いしたい。

教育センター指導主事

今年度26名の初任者が採用された。皆さん、子どもたちとの関わりを大事に、子どもたちの笑顔を見たいということで、先ほど所長が申し上げたように、日々の活動の中で、子どもとなかなか信頼関係を築けない、子どもの悩みをキャッチできないという困り感を、学校に伺った際に私たちが受け止めながら、先生方にこんなことができるのではないかと一つ上のアドバイスをして解決するようにしている。

そしてまた、教育センターの教育指導員がいらっしゃるので、学校に訪問したときに、私たちが相談を受けたこと、学校に対してアドバイスしたことがどう生かされているかということで、教育指導員と連携を図りながら、その先生の様子をまた見て、共有しているところである。

先生たちは子どもとの関わり、先生方の関わり、そして保護者との関わりということで、色々なところでコミュニケーションを取って仕事をしていかなければならない。ただ、先生方の資質として、コミュニケーション力が果たしてあるのかいうところが一番の課題であると思っている。初任者研修、または1年経験者研修、市独自として2年経験者研修というものがあるので、先生方の不安感に寄り添いながら、またサポートしていけたら良いなと思っている。

下平委員長

教育長はいかがでしょうか。

安良岡教育長

最初に委員長がお話ししたお母さんと子どもの関係と同じで、子どもが先生と言ったときに先生がどう対応して、子どもの声をどう受け止めてどう行動するかが大切なので、それを後でね、なんて言わないようにしていかなければいけないと思っているところで、そういうことを大切にしていきたいと思います、先生たちにも話をしているところである。

下平委員長

特に小学校は、変な話だが、今まで親と子の大変なパワハラのもとで、弱者として、どう言えば願いが叶うのか、顔色を窺いながら生きてきたわけである。それを、1対1の、対等な信頼関係を育む人間として成長していくために支援していくのが先生のあり方だから、そこで同じくパワハラ関係を再現してしまったりすると、上目遣いと上から目線みたいな関係性を強化して行って、なかなか人間としての信頼が築けない。今、企業でも起こっている問題なので、なかなか難しいところがあると思う。

先生と言ったときに応えるというよりも、先生に対して生徒は明らかに力が弱く、そういう力の弱い者が力ある者に物を言うというのはとてもエネルギーと勇気の要ることだから、先生は見るということがすごく大事で、何か物を言いたい、何かを感じている、何か不満げな顔をしているとか、疲れているとか、そういう様子の子どもたちがいないかを見て感じる。言葉にならない心の声を感じるということがすごく大事なのではないか。それを感じてもらえたときに、見てくれている、わかってもらえて、受け止めようとしてもらえているということが第一歩として始まるのかなと。それがあって初めて先生と言えようようになるのかなと思う。

そのあたりの、言葉にならない心のやり取りみたいなものができるということが、とても今、課題になっているというか、大事になっている気がしてならない。

教員の方々が心も体も健康に、子どもたちの笑顔をたくさん創造して、喜びを感じていただくことを望んでいる。

(報告事項ウは承認された)

エ (仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について

下平委員長

次に報告事項のエ「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長

「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」ご説明させていただく。議案集11ページ、「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備予定スケジュール(案)」をご覧ください。

(仮称) 鎌倉歴史文化交流センターの改修工事のスケジュールについては、平成27年6月の本委員会において、平成27年10月の着工を目指す旨をご報告させていただいたが、

入札不調及び随意契約に係る協議等に時間を有したこと等から、市議会2月定例会において契約議案の議決をいただいた後、本年3月に着工する予定となった。

次に、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターの展示製作の日程、スケジュールや内容を報告させていただく。

展示製作業務については、専門業者に委託するため、現在、平成27年度中の契約に向け、入札等の事務を進めている。展示のテーマは、「原始・古代から現代に至る鎌倉の歴史を概説する通史」「源頼朝公と鎌倉幕府、それに都市鎌倉のくらしを紹介する中世」、「物見遊山や別荘文化等を紹介する近世・近現代」、さらには土地の由来の説明や伝統工芸品の紹介等を予定しており、展示方法としては、出土品の実物、年表や写真等のパネル、映像等の他、ジオラマと映像を組み合わせた手法も取り入れる予定である。

平成28年度は、これら建物の改修工事や展示製作と並行して、園路整備に係る導入路整備工事、初度調弁に係る備品購入等を実施する他、体験学習や講座等のメニューづくりを進める等、平成29年4月の開館を目指して整備を進めていきたいと考えている。

質問・意見

下平委員長

これからも順調に整備していくことを期待している。

(報告事項エは承認された)

オ 日本遺産の認定申請における取組状況について

下平委員長

次に、報告事項のオ「日本遺産の認定申請における取組状況について」報告をお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当次長

課長等報告 オ「日本遺産の認定申請における取組状況について」報告させていただく。

日本遺産の認定申請については、12月定例会において、平成28年度日本遺産の認定に向け本市として取り組む旨、ご報告申し上げた。この度、2月12日に、神奈川県を通じ、文化庁に対して日本遺産の認定申請を行ったので、ご報告させていただく。

なお、今回申請した日本遺産のストーリーについては、現在、国において審査中であるため、本日は概要として資料にまとめたので、ご了承いただきたい。

それでは、議案集13ページをご覧ください。

初めに、タイトルについては資料に記載のとおりで、「「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」としている。

次に、ストーリーの内容については、「2. ストーリーの骨子」のとおりである。1月25日に、国から認定を受けた歴史的風致維持向上計画をベースとして、今回は特に、

近代の別荘や鎌倉文士を取り上げる形で取りまとめている。骨子では、(3)と(4)の部分に該当する。

しかし、その基盤となるのは、中世以来の社寺であり、鎌倉は、源頼朝公が鎌倉幕府を開き、本格的な武家政権が誕生した地であるということである。

そのため、その後も、時の権力者が鎌倉を武家政権発祥の聖地として保護し続け、江戸時代には信仰と遊山の対象となったこと、そして、近代には多くの別荘が建てられ、近代都市としてのまちづくりが進められることになったとして、ストーリーを組み立てている。

そして、最後に(5)として、こうした歴史を持つ古都鎌倉は、各時代の建築や土木遺構、芸術文化、生業や行事等様々な要素が組み合わさり、まるでモザイク画のように展開するまちである、とまとめ、先ほどのタイトル「「いざ鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」とつけたところである。

今後のスケジュールであるが、認定の可否は本年4月中となる。認定が受けられたら、速やかに日本遺産魅力発信推進事業補助金の交付申請を行い、交付決定後、補助事業に取り組む。

認定までの間については、歴史まちづくり推進担当を中心に、庁内関係課、社寺関係者及び観光協会等市内関連団体とも連携する中で、補助事業の主体となる協議会の設立準備、補助事業の具体的な検討・精査を行い、補助金の交付申請の準備を粛々と進める予定である。

質問・意見

下平委員長

認定されて、補助金が出て、そこから協議会でどう活用していくか、どこから始めていくか、具体的に決まるということか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

認定が4月中なので、それに向けて、庁内関係課や市内関連団体と設立準備を進めながら、主に情報発信に使えるので、そのために、どのようなメニューがあるのかというのを検討しながら、補助事業として位置づけていきたいと思う。

(報告事項オは了承された)

カ 行事予定

下平委員長

次に報告事項のカ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば、お願いしたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

本日以降、4月30日までの行事予定は議案集の14ページから17ページまでに記載のとおりである。

教育部の方で特に報告する行事はない。

文化財部次長兼歴史まちづくり推進担当担当次長

議案集16ページ、17ページをご覧ください。

先月もご紹介したが、鎌倉国宝館でひな人形展を開催している。江戸時代、明治期のひな人形を、鎌倉に関わらず、色々と展示している。一堂に会しているのは貴重な機会なので、ぜひご覧いただければと思う。

次に、国宝館の平常展について、4月2日から14日にかけて開催される。今回は、前定例会でご審議いただき、新たに指定された文化財も展示させていただく予定である。これもぜひご覧いただきたい。

4月23日から5月29日まで、特別展「禅の心とかたち～総持寺の名宝」を開催する。総持寺は永平寺と並ぶ曹洞宗の二大本山の一つである。本展覧会は曹洞宗の禅を紹介するとともに、総持寺が所蔵する宝物を一堂に公開するものである。総持寺の末寺である鎌倉市内の大船観音寺の所蔵品も出展を予定している。普段、鎌倉で禅といえば臨済宗が思い起こされるが、改めて曹洞宗に触れていただくことで、より深く禅を理解する機会とさせていただければと考えている。なお、関連イベントとして、毎週土曜日、午後2時からの列品解説の他、曹洞宗と臨済宗との比較をテーマとした講演会を開催する予定である。

次に、歴史まちづくり推進担当の催し物である。

神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市 世界遺産登録推進委員会主催の連続講座「鎌倉の文化財、その価値と魅力」であるが、第1回は建長寺でやらせていただいて、第2回は先週の日曜日、円覚寺でやらせていただいた。その第3回目「大仏様の来た道」ということで、3月27日に高德院で予定している。今年度、中国・楽山の楽山大仏に調査に行ったので、その調査結果、大仏の来た道があったのか、なかったのかということを知り解かせていただく。高德院の大仏の修復も終わったので、それもお覧いただきながら、説明させていただくという形になる。

質問・意見

なし

(報告事項は了承された)

2 議案第33号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の規定について

下平委員長

次に日程の2 議案第33号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の規定について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2 議案第33号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の規定について」提案の理由を説明する。議案集18ページをご覧ください。

本規則は、平成26年6月に公布された改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることを受け、「吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例施行規則」他4件の関係規則を整理することを目的として制定するものである。

現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上本格的な改正はなかったが、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われることになった。

改正行政不服審査法においては、不服申立構造が見直され、不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化される。また、現行60日となっている審査請求期間が3カ月に延長される。この不服申立てができる旨を文書で通知することを教示文というが、今回の法改正により、教示文を改正する必要が生じた。教示文が記載された様式のある個別の規則について説明する。

23ページから28ページ、1件目、「鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例施行規則」。第2号様式（使用承認（不承認）決定通知書）、第4号様式（使用料減免承認（不承認）決定通知書）、第6号様式（使用料還付承認（不承認）決定通知書）において教示を行っている。

29ページから36ページ、2件目、「鎌倉国宝館条例施行規則」。第2号様式（観覧料減免決定通知書）、第4号様式（博物館資料特別利用決定通知書）、第5号様式（博物館資料特別利用料決定通知書）、第7号様式（博物館資料特別利用料減免決定通知書）において教示を行っている。

37ページから41ページ、3件目、「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則」。第5号様式（使用承認・使用料減免決定通知書）、第7号様式（使用料還付決定通知書）において教示を行っている。

42ページから45ページ、4件目、「学校教育法の施行に関する規則」。第2号様式（入学通知書）、第18号様式（就学義務猶予等決定通知書）において教示を行っている。

46ページから49ページ、5件目、「鎌倉市文化財保護条例施行規則に関する規則」。第9号様式（現状変更等決定通知書）、第13号様式（公開決定通知書）において教示を行っている。

教示文の内容を変更する規則は、以上の5つの規則である。

24ページにお戻りいただき、具体的な変更の内容である。「鎌倉市吉屋信子記念館使用承認（不承認）決定通知書」が現行の様式。第2号様式である。一番下段の（注）のところが教示文で、現行の規則ではそれぞれの様式において、このような文章を定めている。23ページをご覧ください。これが改正後の第2号様式で、教示文欄だけを設けて、教示の文面については、今後、各担当課で別途決裁により定めることとする。逐

一、文章を規則に盛り込むのではなく、文面の変更が自動的に行えるように、こういった教示文という部分だけ様式で定めるということを考えている。

この規則の施行日は、平成28年4月1日とする。

質問・意見

下平委員長

資料のほうに教示文という枠があるが、ここは担当のところでは4月1日までに検討して、入れていくという理解でよろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

大きく変わったのは、不服申立ての起算日が通知を受けた日の翌日から起算して3カ月以内まで延びているということである。その他も、それに準ずるような変更が想定できる。

(採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された)

3 議案第34号 鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

下平委員長

次に日程3 議案第34号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明について願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程3 議案第34号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集の51ページから54ページをご覧いただきたい。

本規則は、学校を除く教育委員会の管理に属する施設の管理に関し必要な事項を定めたものである。施設における禁止行為や許可行為等については「鎌倉市庁舎管理規則」を準用しているところだが、今回、準用する規定を追加するため、一部改正を行うものである。

52ページは新旧対照表になっている。現行の規則では、鎌倉市庁舎管理規則第6条(守衛)に関する規定は準用していなかったが、教育委員会でも鎌倉市生涯学習センターに守衛を置いているため、新たに準用規定を追加することとした。

また、現行の規則では施設内行為に関する様式を定めていなかったもので、様式も準用規定に追加する。

続いて、53ページ、読み替える字句。これは鎌倉市庁舎管理規則に書いてある字句、「庁舎」とか「市長」を読み替えるもので、追加及び文言の整理を行う。

基本的には、鎌倉市庁舎管理規則に定める「庁舎」は「施設」に、「市長」は「教育長」に読み替えることとする。ただし、第10条とそれに関わる第1号、第2号様式につ

いては、許可に関する規定で、本来、許可に関することは教育委員会の権限であることから、「教育長」ではなく「教育委員会」に読み替えるということで改める次第である。

この規則の施行日は、平成28年4月1日とする。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された)

4 議案第35号 学校医（耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

下平委員長

次に日程4 議案第35号「学校医（耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とする。議案の説明について願います。

学務課担当課長

議案第35号「学校医（耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」提案の理由を説明する。議案集の55ページをご覧ください。

本件については、学校保健安全法第23条の規定に基づき委嘱しているが、今回、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会から、以下の医師、歯科医師及び薬剤師について、諸般の理由による辞職及びそれに伴う後任の推薦があったので、任期途中での委解嘱を行うものである。

内容としては、学校医の耳鼻科担当として委嘱している医師については、深沢小学校学校医の濱田彩子氏及び玉縄小学校学校医の岩武博也氏から、それぞれ神尾尚彦氏へ委嘱替えという形になる。学校歯科医については、御成小学校学校歯科医の安原陽子氏から跡部明男氏へ、西鎌倉小学校学校歯科医の目黒千代恵氏から佐藤浩美氏へ、さらに、学校薬剤師について、小坂小学校学校薬剤師の小宮賢一氏から門谷亜紀子氏へ、それぞれ委解嘱を行うものである。

解嘱者については、平成28年3月31日付で実施し、後任の任期については、前任者の残任期間の平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された)

5 議案第36号 平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点について

下平委員長

次に日程の5 議案第36号「平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育指導課長

日程の5 議案第36号「平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点について」説明する。議案集は57ページから59ページをご覧ください。

2月定例会において、「平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点」（案）をご説明したが、改めてポイントを確認する。

まず、議案集57ページについては変更ない。

続いて、議案集58ページ「平成28年度鎌倉市学校教育指導の重点」をご覧ください。指導の重点を「小・中学校での滑らかな接続と「生きる力」を育む教育課程の編成」とし、副題に「「目指す子ども像」から小中連携を意識した学校運営と教育課程の編成を」を追記し、重視していく。

また、今年度全中学校ブロックで目指す子ども像を設定した。平成28年度からは、目指す子ども像に沿って各学校での活動を充実させていきたいと考えている。

同じページの左側、4つの重点項目は、平成27年度と変更ないが、取組内容に一部変更がある。

3つ目の重点項目である教育的ニーズの把握とチーム支援の推進では、取組内容を「小学校、中学校間の滑らかな接続を推進する学校体制の構築」から「目指す子ども像をもとに、小中連携を意識した滑らかな接続」に変更した。

また、58ページの下段には、鎌倉市教育大綱を新たに追加した。

さらに、議案集59ページはアンダーラインの箇所が変更及び追加となっている。行事等については、夏休み親子鎌倉彫教室は市長部局へ移管する予定なので削除した。

平成27年度からの主な変更点は以上である。前回の定例教育委員会でお示したものから、大きな変更はない。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された)

6 議案第37号 国指定史跡永福寺跡条例施行規則の制定について

下平委員長

次に日程の6 議案第37号「国指定史跡永福寺跡条例施行規則の制定について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

文化財課担当課長

議案第37号「国指定史跡永福寺跡条例施行規則の制定について」説明する。議案集60ページから72ページをご覧ください。

平成28年4月より国指定史跡永福寺跡の一般公開を予定しているため、教育委員会1月臨時会において可決を受け市長に申出を行った「国指定史跡永福寺跡条例」について、現在市議会2月定例会において審議が行われているが、国指定史跡永福寺跡条例の施行に関し必要な事項を定めるために、国指定史跡永福寺跡条例施行規則を制定しようとするものである。

規則の内容だが、第1条「趣旨」については、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条は、行為の許可申請等について、申請書及び決定通知書の様式を定めている。

第3条は、占用許可申請等について、申請書及び決定通知書の様式を定めている。

第4条は、使用料等の返還申請等について、申請書及び決定通知書の様式を定めている。

第5条は、使用料等の減免申請等について、申請書及び決定通知書の様式を定めている。

第6条は、使用料等の端数計算について定めている。

第7条は、規則に定めるもののほか、永福寺跡の管理に関し必要な事項については、別に定める旨を規定している。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とする。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された)

7 議案第38号 鎌倉国宝館基本的運営方針の策定について

下平委員長

次に日程の7 議案第38号「鎌倉国宝館基本的運営方針の策定について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

鎌倉国宝館副館長

議案第38号「鎌倉国宝館基本的運営方針の策定について」提案理由の説明をする。議案集の73ページから77ページをご覧ください。

平成20年6月に博物館法が改正され、それを受けて平成23年12月20日付で「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示された。同基準の第3条第1項において、博物館は「基本的運営方針」を策定し、公表するよう努めるものとする、と定められている。鎌倉国宝館ではこの規定に該当する方針が未策定であったことから、今後とも、より良

い事業運営の実施を目指すため、鎌倉国宝館基本的運営方針を定めようとするものである。

以下、概要についてご説明申し上げます。

まず、1を「鎌倉国宝館基本的運営方針策定にあたって」とし、その中の(1)で「鎌倉国宝館の概要と特色」を、(2)で「方針策定の背景」を、(3)で「上位計画における位置づけ」をそれぞれ取り上げ、方針策定に至る経過等について述べている。

次に、2では「鎌倉国宝館の基本理念」として、「鎌倉国宝館は、主に中世を対象とした歴史・美術系博物館として、鎌倉市内並びにその周辺に伝わる文化財の保存・継承、調査・研究、またその活用を通じて、市民（利用者）が、市の歴史・文化に親しみ、学ぶだけでなく、その収蔵品の重要性に鑑み、情報発信する等日本文化の発展に寄与することを基本理念とします。」と謳っている。

続いて3では「鎌倉国宝館の活動方針」として、(1)「収集」、(2)「保存」、(3)「調査・研究」、(4)「教育・普及」、(5)「管理運営」、(6)「連携」、(7)「施設改善」を挙げ、2で述べた鎌倉国宝館の基本理念を達成するために国宝館が取り組むべき各業務を列挙している。

最後に4として、「基本的運営方針の進捗管理と取扱い」を挙げ、本運営方針に基づいた実施事業に対する外部評価の取扱いの他、関係法令等の変更に伴う整合性の確保について言及している。

なお、この鎌倉国宝館基本的運営方針は、本定例会で議決を得た後、平成28年4月1日より施行し、併せて鎌倉国宝館HPに掲載する等して、周知を図る予定である。

質問・意見

下平委員長

方針が策定されることによって、国宝館の現行の運営で何か工夫しなくてはいけない、変更しなくてはいけないこと等は具体的にあるか。

鎌倉国宝館副館長

実態としては、現在実施している業務を今まで明文化したものがなかったので、改めて追認するような形ではっきり明示して、初めて鎌倉国宝館に接していただく方にも、どのようなことをやっている性格の館であるか、ご理解いただけるような形にまとめている。今後、市の内部の他の施設との関連も含め、発展的な文言を入れられるような余地を残した形で整理した。

朝比奈委員

この機会に、ぜひ鶴岡八幡宮境内で、国宝館はここですよと、わかりやすくしていただきたい。近代美術館がなくなってしまうわけだから、あの辺にも看板をつけてくれないかなと思う。何か努力できることがあれば、ぜひお願いしたいと思う。

鎌倉国宝館副館長

その点、私どもも大変重要な課題だと考えている。お電話等でも場所はどこかというご質問をいただくのだが、鶴岡八幡宮はご存じでしょうかと申し上げると、あそこにあったのですかと言われ、場所がどこにあるかが認識されていないというのは強く感じている。それについては、ぜひ努力を継続していきたいと考えている。

山田委員

直接、議題とは関係ないが、お正月に開けたりと、色々ご努力もされている中で、国宝館の来場者の推移はどのようになっているのか。年齢層とか、何か変化があるか。

鎌倉国宝館副館長

平成25年度から26年度にかけ、空調修繕の関係で大規模休館していた。それまでは年間6万から5万5,000人くらいで推移していたが、開館期間が短かったこともあり、平成25年度、26年度については3万台後半で推移している。ただ、今年度は普段おいでくださらなかったお客様が地震展でおいでになったり、年が明けて近代美術館が閉館されることもあり、それに併せてお立ち寄りいただいた方もいらっしやった。現在の見込みでは、概ね4万5,000から5万台くらいまでには回復するのではないかと考えている。

また、コアな来館者様は一般的に年配の方が多く、市内小・中学生も含め市外、県外からもおいでになっているので、そういったところも取り込めるような努力、働きかけをしていきたいと考えている。

三が日については、今年度で1年の休館を除き通算で5か年度、4回実施したが、1日100人台。これはむしろ普段よりも少ない人数で、原因の調査は現場なりにしているが、八幡宮様でお参りされた後、皆さんお帰りになるルートが向かって左手、近代美術館のある県道に降りて行かれる方が圧倒的に多く、国宝館のある東側に降りられる方が極めて少ない。私も今年度、お正月に並ばせていただいて、経験してみた。八幡宮様全体をお参りになってから国宝館側に来られる方は少ない。

一方で、成人の日を含む三連休については、逆にぐっと増えて、お話を承ると、国宝館をご存じの方は、三が日は避けているといったお話も承っている。そういったところも課題として考えている。

山田委員

新たな来場者の獲得も視野に入れて、小・中学校教育に取り入れてもらうとか、以前も私たち副館長にご案内いただいて、とても有意義なお勉強会をしていただいた。子どもたちに興味を持たせるやり方はいくらでもあるのかなと感じたので、積極的にしていただけるとありがたいと思う。

下平委員長

お参りにくる方に来場いただけるような何かがあると良いかもしれない。せっかくのすばらしい施設なので来ていただきたい。

平成20年に博物館法が改正されて、さらに設置及び運営上の望ましい基準が平成23年に出たが、鎌倉市内で該当するのは国宝館だけなのだろうか。

鎌倉国宝館副館長

今回の運営方針については、鎌倉国宝館のみでの基本的運営方針である。館ごとに策定するということが謳われている。

(採決の結果、議案第38号は原案どおり可決された)

下平委員長

以上で本日の日程は全て終了した。

今回、3月定例会ということで、年度末になるが、3月で教育委員会を離れる方については感謝を申し上げたい。

これから異動もあり、心身の変化やストレスもあると思う。インフルエンザの話もあったが、お互いに健康に気を付けて、また新年度を迎えたいと思う。

それでは、これをもって、3月定例会を閉会する。